

南海トラフ地震における愛知県広域受援計画

令和 7年 3月

愛 知 県

平成28年3月策定
平成31年3月改定
令和 3年3月改定
令和 5年3月改定
令和 7年3月改定

目 次

第1章 基本方針

1 愛知県広域受援計画の位置付け	1
2 本計画の適用条件	2
3 南海トラフ地震発生時の初動対応	2
(1) 県災害対策本部	
(2) 市町村災害対策本部	
(3) 県、市町村災害対策本部共通	
4 政府現地対策本部等の関係機関との連携	3
5 感染症への対策	4
6 タイムラインに応じた行動目標	4
7 経費負担	4

第2章 輸送ルートの確保に係る計画

1 要旨	6
2 緊急輸送活動の実施に必要なルート	7
(1) 陸路	
(2) 空路	
(3) 海路	
3 緊急輸送活動の実施に必要なルート（陸路）に対する発災時の措置	9
(1) 被害情報の収集・共有	
(2) 通行確保に関する措置	
(3) 交通規制の実施	
(4) 県民への協力要請	
4 緊急輸送活動の実施に必要なルート（海路）に対する発災時の措置	11

第3章 救助・救急、消火活動に係る計画

1 要旨	12
2 広域応援部隊等への派遣要請	12
(1) 警察災害派遣隊	
(2) 緊急消防援助隊	
(3) 自衛隊	
(4) 国土交通省 TEC-FORCE	
(5) 海上保安庁	
(6) 知事からの派遣要請がない場合における広域応援部隊等の行動	
3 広域応援部隊への情報提供	16
(1) 広域進出拠点、進出拠点へ進出する広域応援部隊への情報提供	

(2) 広域進出拠点、進出拠点の変更に係る情報提供	
(3) 拠点施設への誘導に関する情報	
(4) 応援活動用の地図等	
4 部隊間の活動調整	18
5 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶の運用調整	18
(1) 県内における航空機の運用調整	
(2) 県域を越える場合の航空機の運用調整	
(3) 県内における艦船・船舶の運用調整	
(4) 県域を越える場合の艦船・船舶の運用調整	
6 域内部隊及び広域応援部隊の活動に必要な拠点	19
(1) 救助活動拠点の確保	
(2) 救助活動拠点の開設	
7 発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性のある地震が発生した場合への対応	20

第4章 医療活動に係る計画

1 要旨	21
2 発災直後の県の措置	21
(1) 愛知県保健医療調整本部の設置及び必要な人員の配置	
(2) 医療機関の被災状況の把握	
3 発災直後のDMAT等の受入れ等	22
(1) DMAT 等受援活動の概要	
(2) 発災直後の DMAT 派遣	
4 広域医療搬送活動	25
(1) 広域医療搬送活動の概要	
(2) 主な機関の役割分担	
(3) 広域医療搬送体制	
(4) 広域医療搬送活動の実施	
5 DMAT 以外の医療チームの派遣要請	29
6 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等	29
(1) 県災害対策本部及び保健医療調整本部の措置	
(2) 県及び市町村の措置	

第5章 物資調達に係る計画

1 要旨	31
2 県及び市町村の事前の措置	31
3 広域物資輸送拠点及び国のプッシュ型支援	32
(1) 広域物資輸送拠点	

(2) 地域内輸送拠点	
(3) 広域物資輸送拠点ごとの物資必要量	
(4) 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び必要調達・供給量	
(5) 飲料水の必要量及び調達計画	
4 緊急物資受け入れに関する県の組織体制	36
(1) 本部チーム	
(2) 物資搬送チーム（応援物資要員）	
5 広域物資輸送拠点に輸送された物資の市町村への配分	38
(1) 県のプッシュ型輸送の実施	
(2) 配分先市町村及び地域内輸送拠点	
(3) 市町村別の物資配分量	
6 県内の物資輸送（市町村への輸送手段）	39
7 県から国への物資支援の要請（プル型支援の要請）	40
8 義援物資の受入れ	40

第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

I 燃料供給

1 要旨	41
2 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給	42
3 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	42
(1) 事前の対策	
(2) 発災時の対応	
4 臨時の給油施設の開設	43
(1) 事前の対策	
(2) 災害時の対応	
5 航空機用救助活動拠点における燃料供給	43
6 燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保	44
(1) 製油所・油槽所へのアクセス	
(2) 県民に対する情報の周知及び呼びかけ	

II 電力・ガスの臨時供給

1 要旨	45
2 業務継続が必要な重要施設への臨時供給	45
(1) 電力	
(2) ガス	

III 通信の臨時確保

1 要旨	47
2 業務継続が必要な重要施設における臨時確保	47

第7章 防災拠点

1 防災拠点の種類及び機能	48
2 大規模な広域防災拠点	49
3 愛知県基幹的広域防災拠点の整備	50

別表

別表 2-1	愛知県内の緊急輸送ルート of 路線及び区間
別表 2-2	交通規制対象路線
別表 2-3	大規模地震発生時における緊急交通路指定予定路線及び区間
別表 2-4	検問所(交付・選別・閉鎖 IC)一覧
別表 2-5	愛知県内の「中部版くしの歯作戦」対象路線
別表 2-6	拠点間の標準アクセスルート (災害拠点病院～航空搬送拠点(愛知県名古屋飛行場))
別表 2-7	拠点間の標準アクセスルート(広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点)
別表 3-1	救助活動拠点候補地、航空機用救助活動拠点候補地一覧
別表 4-1	災害拠点病院一覧
別表 5-1	地域内輸送拠点一覧
別表 5-2	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【食料】
別表 5-3	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【毛布】
別表 5-4	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量 【乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク】
別表 5-5	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【乳児・小児用おむつ】
別表 5-6	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【大人用おむつ】
別表 5-7	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【携帯・簡易トイレ】
別表 5-8	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【トイレットペーパー】
別表 5-9	国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【生理用品】

別図

別図 2-1	拠点間の標準アクセスルート一覧図 (災害拠点病院～航空搬送拠点(愛知県名古屋飛行場))
別図 2-2	拠点間の標準アクセスルート一覧図詳細版 (災害拠点病院～航空搬送拠点(愛知県名古屋飛行場))
別図 2-3	拠点間の標準アクセスルート一覧図 (広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点)
別図 2-4	拠点間の標準アクセスルート一覧図詳細版 (広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点)
別図 3-1	救助活動拠点候補地一覧図
別図 3-2	救助活動拠点候補地一覧図(詳細版)

第1章 基本方針

1 愛知県広域受援計画の位置付け

- (1) 愛知県広域受援計画（以下「本計画」という。）は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 29 年 6 月 23 日 中央防災会議幹事会。以下「具体計画」という。）に基づき、南海トラフ地震発生時に、国が地方公共団体に対して行う応援について、本県が迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するのに必要な対応について定めたものである。
- (2) 本計画では、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルートの確保活動、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電気・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保について、迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、県が行うべき事項を中心に、当該事項に関連して市町村、その他防災関係機関（指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の組合、県、市町村等と協定を締結した事業者を含む。以下同じ。）等が実施すべき役割等を定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震発生時の対応についても定めている。
- (3) 本計画は、愛知県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）、愛知県地域保健医療計画等の県策定の個別計画及び市町村策定の個別計画との整合を図りつつ定めるものである。
- (4) 南海トラフ地震発生後に被害状況が明らかとなった場合には、それに応じて適切に本計画に記載した活動内容を変更する。
- (5) 本計画は、具体計画のほか、県被害予測調査（「平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」（平成 26 年 3 月愛知県））に基づき策定している。
- (6) 本計画は、南海トラフ地震発生時における本計画の実効性を高めていくため、具体計画の修正、実動訓練・図上訓練等を通じた検証、国・県・市町村・その他防災関係機関等の体制変更、施設や資機材等の整備の進捗に応じて、随時必要な見直しを行う。また、本計画に関する個別具体的な運用計画等については、今後、関係機関において調整の上、詳細な内容を確定していくものとする。

2 本計画の適用条件等

- (1) 次のいずれかの場合には、国は被害全容の把握を待つことなく、国の具体計画に基づく災害応急対策活動を開始することから、県及び市町村は、本計画に基づく対応を実施する。

ア 地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成 23 年 8 月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下「モデル検討会」という。）において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国・九州地方のいずれの地域においても、震度 6 強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域で M8.0 以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合

- (2) 本計画は、(1) の判断基準を満たさない大規模地震が発生した場合にも、国の応援の状況を踏まえつつ、必要に応じて本計画の一部又は全部について適用する。

- (3) なお、(1) ア、イの場合に、緊急災害対策本部の調整の下で行われる、D I S（Disaster Information Systems：地震防災情報システム）による都府県ごとの被害推計結果及び実際の被害状況を踏まえた広域応援計画の修正に留意する。

3 南海トラフ地震発生時の初動対応

- (1) 県災害対策本部

ア 具体計画に基づく広域応援については、本計画により対応する。

イ 国の情報先遣チーム又は政府調査団の派遣、若しくは緊急災害現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）の設置前は、緊急災害対策本部等に対し被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他災害応急対策に必要な要請を行う。

ウ 県外からの応援部隊が来るまでの間は、県内に所在している警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、人命救助のための活動等を実施する。

エ 救助活動等は、県地域防災計画等に定められた災害応急対策に基づき実施する。

- (2) 市町村災害対策本部

ア 県外からの応援部隊が来るまでの間は、市町村内に所在している警察、消防等の防災関係機関と自主防災組織等で人命救助のための活動等を実施する。

イ 県災害対策本部（県方面本部）に対して、速やかに被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要請を行う。

ウ 救助活動等は、市町村地域防災計画等に定められた災害応急対策に基づき実施する。

（３）県、市町村災害対策本部共通

県外からの応援部隊等が迅速に人命救助のための活動を開始できるよう、応援部隊等の展開に必要な緊急輸送ルート、救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の使用可否情報や県内の被害状況の提供、宿泊拠点となり得る県内の施設等の情報提供、その他の必要な支援を実施する。

４ 政府現地対策本部等の関係機関との連携

（１）救助活動等は、県内の市町村、防災関係機関に加え、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整及び連携し、情報を共有することが必要である。

（２）広域的な応援を円滑に受け入れ、災害応急対策を効果的に実施するため、県災害対策本部は、政府現地対策本部との合同会議等を通じて、情報共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

（３）愛知県内に政府現地連絡調整室等が設置される場合（※）には、本計画における政府現地対策本部に準じた対応を図るものとする。

（※）政府現地対策本部が複数の都道府県の区域を所管する場合、所管区域全体における情報の収集等を円滑かつ迅速に行うため、必要に応じて、所管区域内の各都道府県（現地対策本部設置都道府県を除く。）の庁舎等に政府現地連絡調整室又は政府現地災害対策室を設置、若しくは情報連絡要員を派遣する場合がある。

（４）県は、政府現地対策本部が開催する以下の会議において、関係機関との情報共有及び必要な調整を行う。

ア 合同会議

政府現地対策本部及び県災害対策本部が、気象情報、被害状況等について情報共有を図るとともに、救助・救急活動、DMAT 等による医療活動、緊急輸送ルート、物資搬送、燃料確保等の災害応急対策に係る調整を目的とする。

イ 連絡会議

関係する省庁、県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者による、災害毎に設定するテーマ（主な災害対応）に沿った、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を目的とする。

ウ 調整会議

連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を目的とする。

エ 現地作業調整会議

電力供給網、通信網等に支障が生じた場合に、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等が、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じたライフライン事業者の事業所等の現場での実働部隊の詳細な調整を目的とする。

5 感染症への対策

感染症の流行状況を踏まえ、県・市町村・その他防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

6 タイムラインに応じた行動目標

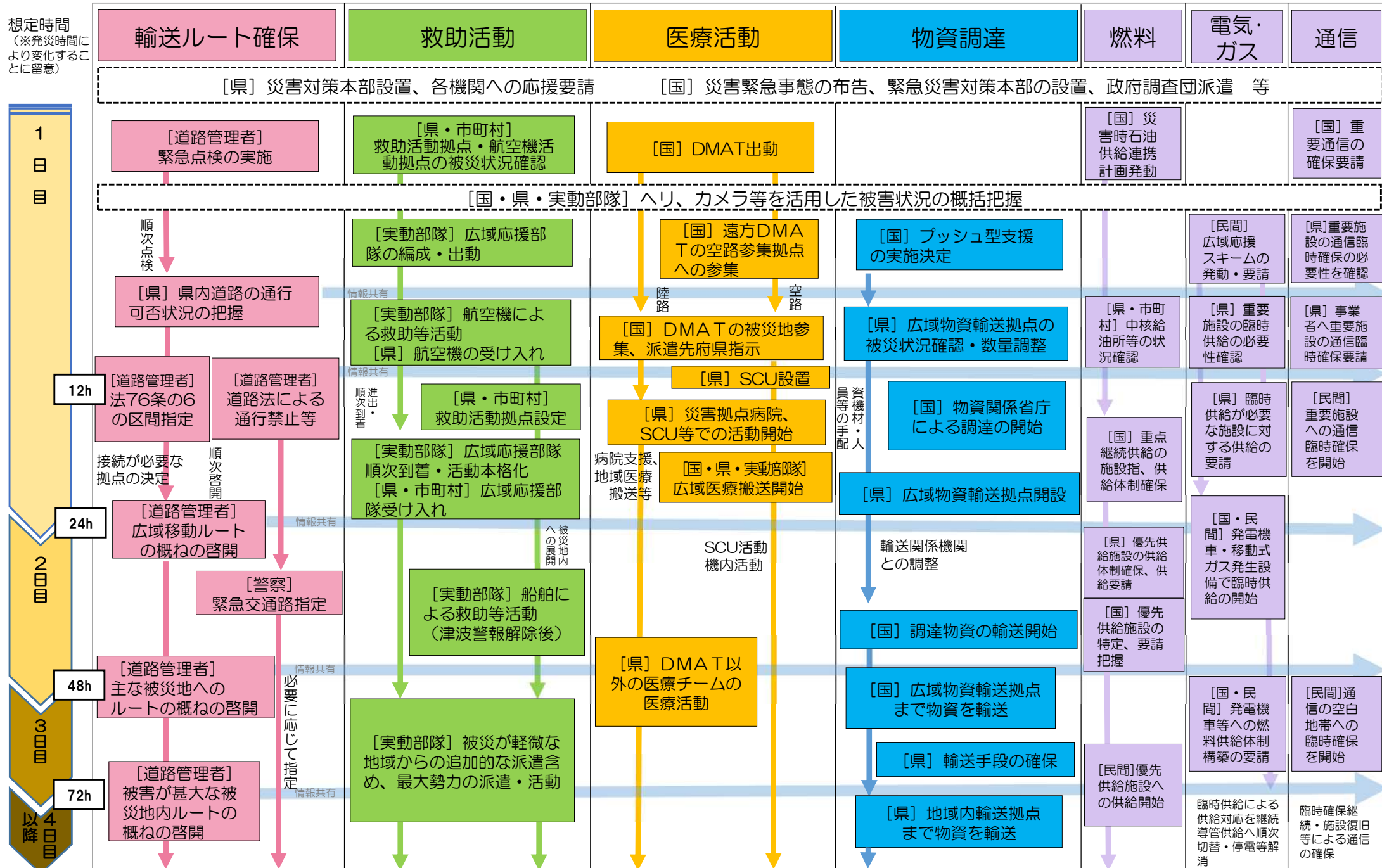
- (1) 具体計画で示された発災からの経過時間に応じたタイムラインに基づき、本計画におけるタイムラインを図1-1のとおり設定する。
- (2) 防災関係機関等はこのタイムラインを踏まえ、県災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な災害応急対策を実施する。
- (3) このタイムラインに定めた内容は、国・県・市町村等の複数の防災関係機関等が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資調達、燃料調達、電気・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関等の実情に応じて相違があることに留意する必要がある。

7 経費負担

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関等が負担する。

図1-1 南海トラフ地震における国・県・実動部隊等による各活動の想定されるタイムライン（イメージ）

想定時間
（※発災時間により変化することに留意）

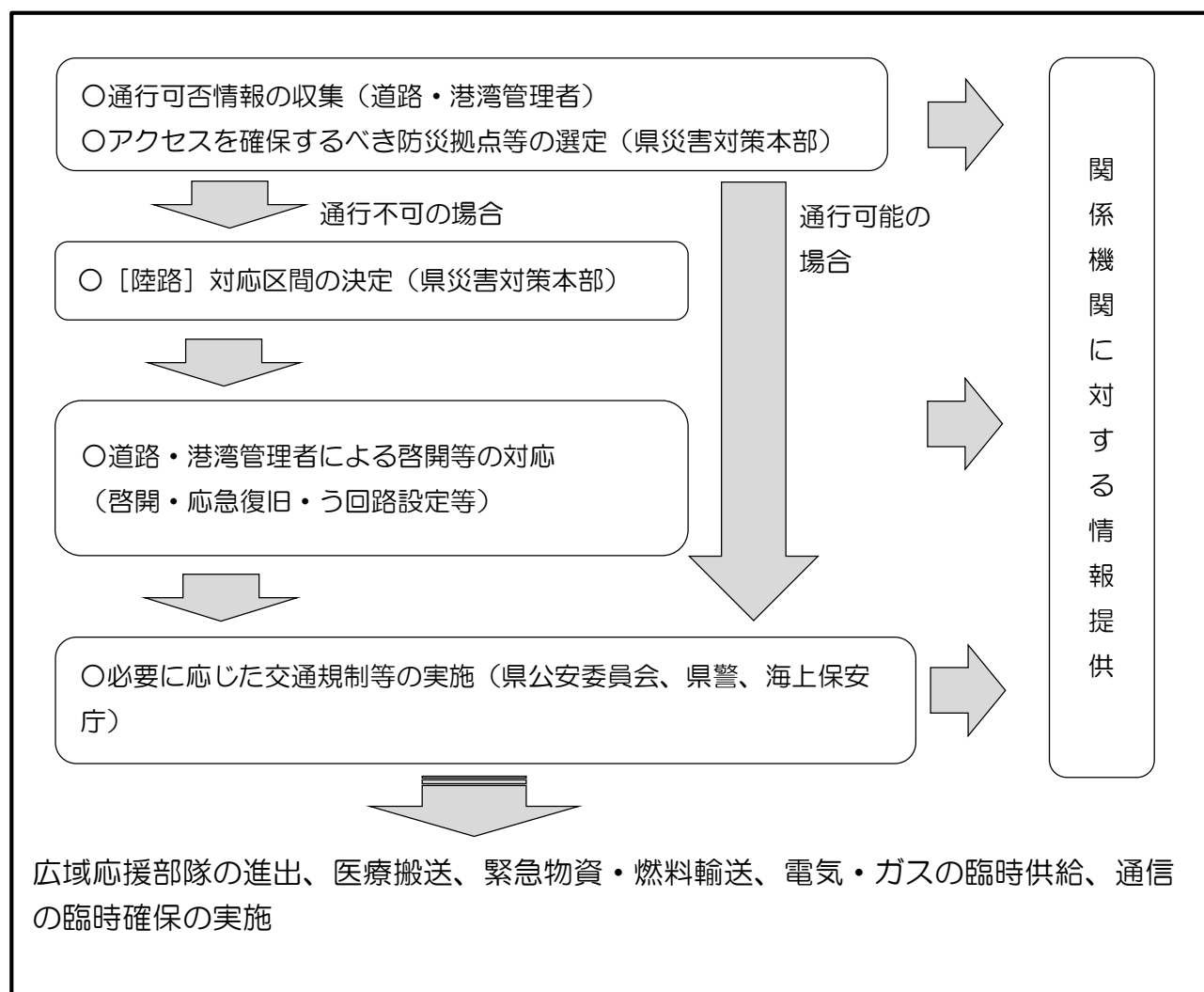


第2章 輸送ルートの確保に係る計画

1 要旨

- (1) 県は、被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるよう、輸送ルートの確保に関する計画を事前に定める。
- (2) 被災地への進出経路については、陸路を基本とするが、道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて、空路又は海路を活用する。

図2-1 【参考】輸送ルートの確保に関する発災後の対応フロー



2 緊急輸送活動の実施に必要なルート

(1) 陸路

ア 具体計画で定められた愛知県内の緊急輸送ルートは、別表2-1のとおりである。
なお、緊急輸送ルートは、県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、高速道路及び主要国道を中心に、全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が想定される地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するための必要最低限のルートとして選定されたものである。

イ 大規模災害時の交通規制対象路線（緊急交通路）及び検問所は、別表2-2、別表2-3及び別表2-4のとおりである。

ウ 県地域防災計画で指定した「中部版くしの歯作戦」(※)対象路線（愛知県内部分）は、別表2-5のとおりである。

(※) 国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備え、救援・救護活動、緊急物資輸送を迅速に行うための道路啓開オペレーション計画。

エ 上記ルートに加え、県の災害応急対策に活用する災害拠点病院、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点にアクセスするルートについて、別表2-6、別図2-1、2-2（災害拠点病院～航空搬送拠点）及び別表2-7、別図2-3、2-4（広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点）に示す。

オ 関係機関は、発災後、緊急輸送ルートを始めとする緊急輸送活動の実施に必要な道路に対して、通行可否情報の収集・共有、必要に応じて啓開・応急復旧、交通規制等の通行確保のための活動を最優先で実施する。

カ アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標については、表2-1のとおりとする。なお、表中に示した「アクセスを確保すべき目的地（防災拠点等）」は、基本的な考え方を示したものであり、発災状況に応じて本計画にない防災拠点等へのアクセスの確保が求められる場合もある。また、確保目標についても、優先順位の指標を示したものであり、被災状況及び災害応急対策活動の状況に応じて変更が生ずる場合がある。

表２－１ アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標

用途	アクセスを確保すべき目的地（防災拠点等）	起点	確保目標
災害対策全般	県方面本部	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
	市町村災害対策本部	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
救助関係	航空機用救助活動拠点（愛知県名古屋飛行場以外）	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
	救助活動拠点	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
医療関係	航空搬送拠点（愛知県名古屋飛行場）	緊急輸送ルート	概ね１日
	災害拠点病院	航空搬送拠点（愛知県名古屋飛行場）	概ね２日以内
物資関係	広域物資輸送拠点	高速・有料道路ＩＣ（又はＪＣＴ）	概ね３日以内
	地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点	概ね４日以内
燃料関係	製油所・油槽所	高速・有料道路ＩＣ	概ね３日以内
その他輸送関係	海上輸送拠点（耐震強化岸壁のあるふ頭）	緊急輸送ルート	概ね７日以内

※ 「高速・有料道路ＩＣ」は、国の緊急輸送ルートに指定された道路上のＩＣとする（ＪＣＴに接続する場合も同様）。

※ 各拠点の定義・内容等については第７章を参照。

※ 救助活動拠点は、施設の被災状況及び道路状況を考慮して、各部隊と調整の上決定するため、広域応援部隊の進出状況に応じて、開設及び接続確保の時期に差が生ずる。

（２） 空路

ア 県災害対策本部は、政府現地対策本部に対して、航空機による広域応援部隊の人員輸送を行う場合は、発災後の点検により使用可能であることを確認の上、愛知県名古屋飛行場を使用するよう要請する。

イ 被災状況等を勘案し、愛知県名古屋飛行場の使用が難しい場合には、中部国際空港を使用するよう要請する。

（３） 海路

ア 海上輸送拠点は、陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾・漁港である。

イ 具体計画に定める愛知県内の海上輸送拠点は、表２－２のとおりである。

表 2-2 愛知県内の海上輸送拠点

港湾・漁港名	耐震強化岸壁	港湾・漁港管理者	製油所・油槽所
名古屋港	潮凧ふ頭 28、29 号岸壁 大江ふ頭 38 号岸壁 鍋田ふ頭 T 2、T 3 岸壁 飛島ふ頭 T S 1、T S 2 岸壁	名古屋港管理組合	○
衣浦港	武豊北埠頭 1 号岸壁 西 3 号岸壁 東 4 号岸壁	愛知県	
三河港	蒲郡埠頭 9 号岸壁 船渡埠頭 3 号岸壁 田原埠頭 2 号岸壁 神野埠頭 7 号岸壁	愛知県	
一色漁港	耐震強化岸壁	愛知県	

ウ 県災害対策本部は、発災後、海上輸送拠点として活用する港湾・漁港の被災状況について、港湾・漁港管理者より情報を収集し、政府現地対策本部を始めとする関係機関の間で共有する。

エ 県災害対策本部は、海路による輸送を実施する場合には、必要に応じて、港湾・漁港管理者、道路管理者との調整を行い、緊急輸送ルートから利用する岸壁までアクセスする道路の通行を確保する。

3 緊急輸送活動の実施に必要なルート（陸路）に対する発災時の措置

（1）被害情報の収集・共有

ア 道路管理者は、発災後、図 1-1 のタイムラインを念頭に、緊急輸送ルートを始めとする緊急輸送道路の点検、道路啓開等を行う。

イ 道路管理者は、緊急輸送ルート等に関する以下の情報について収集し、県災害対策本部に報告する。

（ア）通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む。）

（イ）通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びに当該区間のう回路情報を含む。）

（ウ）点検中区間（点検完了の見通しを含む。）

（エ）未点検区間（未点検の要因を含む。）

ウ 県災害対策本部は、収集した緊急輸送ルート等の通行可否情報、通行止め区間に対するう回路情報等を、政府現地対策本部に報告し、併せて関係機関等の間で共有する。

（２）通行確保に関する措置

- ア 県災害対策本部は、図１－１のタイムラインを念頭に、被害状況、応援部隊の進出状況等を踏まえ、関係機関等と調整の上、アクセスを確保すべき防災拠点等について決定するとともに、優先的に通行確保（道路啓開、う回路設定等）を実施する区間について決定し、道路管理者に対して、通行確保に必要な措置の要請又は指示を行う。
なお、区間の決定に当たっては、「中部版くしの歯作戦」に基づく道路啓開活動との連携に留意する。
- イ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやＵＡＶ（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。
- ウ 道路管理者等は、自らの管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行うとともに、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、政府現地対策本部で必要に応じ協議をするなど関係機関が協力して必要な措置をとる。

（３）交通規制の実施

- ア 道路管理者は、道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に実施する。
- イ 県警察は緊急通行車両等の通行を確保するために、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ウ 県公安委員会は、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道路啓開状況を考慮の上、必要に応じて、高速道路の他、防災拠点等へ通じる主要な道路について、緊急交通路に指定する。
- エ 県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要であると認めるときは、法第 76 条の 4 第 1 項に基づき、道路管理者等に対し、法第 76 条の 6 の規定に基づく車両の移動等の措置をとることを要請する。

（４）県民への協力要請

緊急輸送道路の確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など県民の理解・協力が不可欠である。

そのため、県災害対策本部は一般車両の通行禁止等について、広く県民に協力を要請する。

(県民への協力要請の例)

- ・通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車し、緊急通行車両等の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

4 緊急輸送活動の実施に必要なルート（海路）に対する発災時の措置

(1) 港湾・漁港管理者は、発災後、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて表2-2の海上輸送拠点の点検を行う。

(2) 港湾管理者は、表2-2の海上輸送拠点について、「伊勢湾港湾機能継続計画」（伊勢湾BCP）(※)における広域連携体制により優先的に航路啓開を行う拠点として選定された場合には、港湾施設の使用に関する必要な調整を行う。

(※)「伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針」(平成26年10月策定 伊勢湾港湾広域防災協議会)に基づき伊勢湾の広域連携体制の構築と、広域連携課題への対応及び港湾物流機能に関わる関係機関の情報共有について、基本的な考え方と関係機関の役割等を定めたものであり、個別の港湾BCP(名古屋港、衣浦港、三河港、四日市港、津松坂港)と相互に連携するものである。

(3) 国土交通省中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、「伊勢湾BCP」等に基づき、海上輸送拠点として利用する岸壁、使用可能な製油所・油槽所等へアクセスする航路の障害物確認、除去及び水路の測量を早期に実施する。

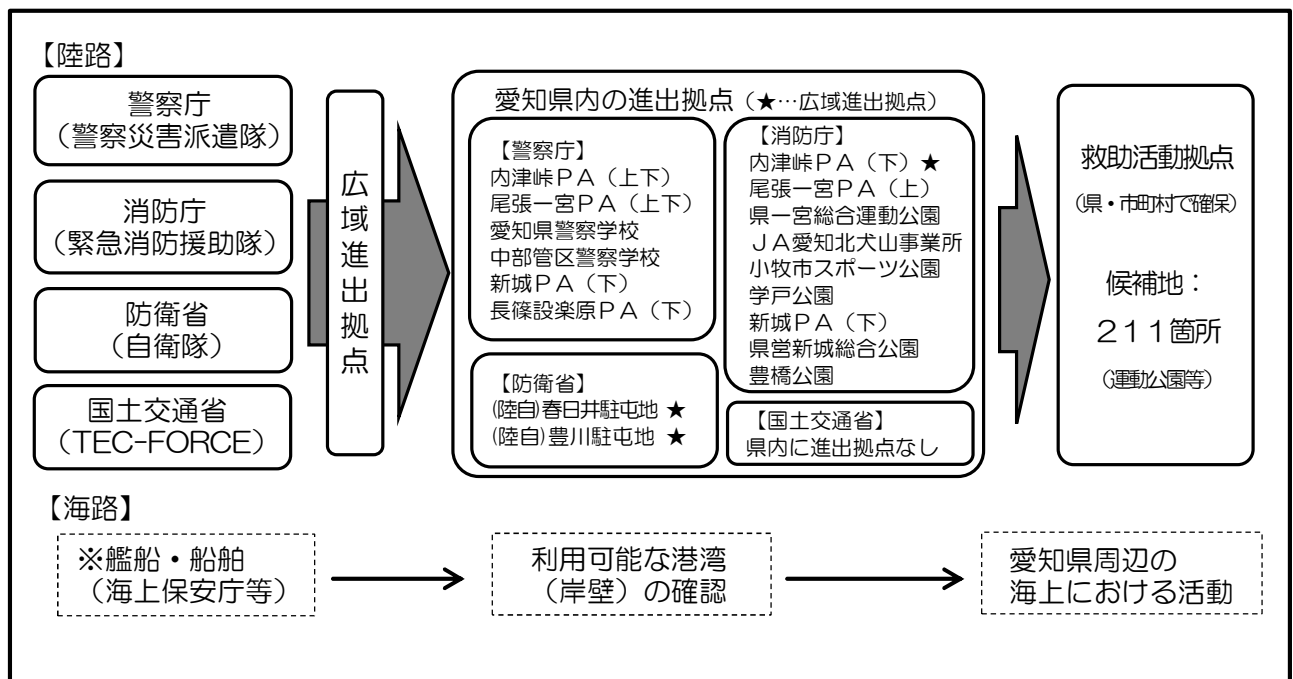
(4) 県災害対策本部は、発災後、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて海上輸送拠点以外の地域防災計画に位置付けられた港湾、漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場等の活用を検討することとし、そのため各管理者は当該施設の点検を行う。

第3章 救助・救急、消火活動に係る計画

1 要旨

県は、緊急消防援助隊、自衛隊及び海上保安庁への派遣要請を行うとともに、被災地域内で動員する警察、消防、国土交通省 TEC-FORCE（以下「域内部隊」という。）及び県外から派遣される警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省 TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）が使用するためにあらかじめ定めた救助活動拠点の開設、広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れ、広域応援部隊及び海上保安庁（以下「広域応援部隊等」という。）が行う災害応急対策活動について必要な調整を行う。

図3-1 【参考】広域応援部隊等の県内への進出の流れ



2 広域応援部隊等への派遣要請

(1) 警察災害派遣隊

県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

ア 援助の要求

県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、交通規制、救出救助等

の活動に必要な警察官、装備資機材等の応援要請を行う。

イ 任務

- (ア) 情報の収集及び連絡
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 救出救助
- (エ) 検視、調査及び身元確認の支援
- (オ) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (カ) 行方不明者の搜索
- (キ) 治安の維持
- (ク) 被災者等への情報伝達
- (ケ) その他県警察本部長が特に指示する活動

ウ 派遣要請手続等

派遣要請に係る必要な手続等については、県警本部が行う。

(2) 緊急消防援助隊

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「緊援隊アクションプラン」という。）に基づき、消防庁から緊援隊アクションプランの適用の連絡を受けた場合は、県は速やかに県内消防本部にその旨を連絡するとともに、消防応援活動調整本部を設置する。なお、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁へ報告する。

ア 市町村長からの応援要請のための連絡

- (ア) 各消防本部は、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応が取れるかを判断する。十分な対応が取れないと判断した場合は、緊急消防援助隊の応援要請を検討する。
- (イ) 市町村長は、検討の結果、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡する。

イ 知事から消防庁長官への応援等要請

知事は、緊急消防援助隊応援要請連絡により、消防庁長官に対して要請する。なお、市町村からの連絡を待ついとまがないと判断する場合は、市町村長からの連絡を待たないで応援要請を行う。

ウ 消防庁長官による出動の指示及び応援決定

消防庁長官は各県の報告を踏まえ、応援県に対し出動の指示を行うとともに、本県に対し応援決定の通知をする。

エ 市町村長等への連絡

知事は、消防庁長官から応援等決定通知を受けた場合は、速やかに被災地の市町村長及び代表消防機関（名古屋市消防局）の長へ連絡する。

オ 市町村の受入れ体制の整備

応援決定を受けた市町村の消防本部は、応援隊の受入れ体制を整えとともに、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、指揮本部を設置する。

(3) 自衛隊

知事は、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊第 10 師団長等に対して要請する。

ア 自衛隊の災害派遣の要請

知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

イ 災害派遣要請の内容

- (ア) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (イ) 火災に対し、消防機関に協力して行う消火活動
- (ウ) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (エ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- (オ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (カ) 道路又は水路の確保の措置
- (キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (ク) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (ケ) 被災者に対する炊飯及び給水支援
- (コ) 防災要員等の輸送
- (サ) 連絡幹部の派遣
- (シ) その他知事が必要と認め要請した事項

ウ 派遣要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第 10 師団長等に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により行うことができる。この場合には、事後速やかに要請書を提出しなければならない。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、救助活動拠点に関する情報等）

エ 市町村長の災害派遣要請の依頼

市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対して、上記ウの事項を明示した要請依頼書により、自衛隊の派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請依頼書を知事へ提出しなければならない。

また、知事への依頼ができない場合は、その旨当該地域に関わる災害の状況を自衛隊に通知し、知事に対しても、その旨を速やかに通知する。

オ 市町村長への連絡

知事が派遣要請をしたときは、派遣要請依頼のあった市町村長へ、自衛隊派遣を要請した旨を伝える。

カ 市町村長の受入体制の整備

知事から、派遣要請をした旨の連絡を受けた市町村長は、受入体制を整える。

（４）国土交通省 TEC-FORCE

知事は、国土交通省 TEC-FORCE の応急措置等の実施が必要と認める場合は、中部地方整備局長等に対し、応急措置等の実施要請を行う。

ア 応急措置等の実施要請

知事は、応急措置等の実施事項等を明らかにして、応急措置等の実施を要請する。

イ 応急措置の実施要請事項

- （ア）車両・航空機等による被害状況の把握
- （イ）緊急輸送ルートの確保（道路及び航路の啓開）
- （ウ）施設・設備等の二次災害防止対策
- （エ）浸水地域における緊急排水
- （オ）応急復旧対策等の技術的指導
- （カ）緊急・代替輸送等に係る輸送支援
- （キ）空港施設の復旧
- （ク）その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援

ウ 応急措置の実施要請先

知事は、上記イの（ア）から（オ）及び（ク）の事項について応急措置の実施を要請するときは、中部地方整備局長へ、上記イの（カ）の事項について応急措置の実施を要請するときは中部運輸局長へ、上記イの（キ）の事項について応急措置の実施を要請するときは大阪航空局長へ要請する。

エ 応急措置の実施の要請手続き

知事は、次の事項を明らかにした要請書により、中部地方整備局長等に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができる。この場合、事後速やかに要請書を提出しなければならない。

- （ア）災害の状況及び応急措置等を要請する理由
- （イ）応急措置等を希望する期間
- （ウ）応急措置を希望する区域及び活動内容
- （エ）その他参考となるべき事項

オ 市町村長の県への応急措置等の実施要請の依頼

市町村長は、災害応急対策を実施するため、必要があるときは知事に対して、上記ウの事項を明示した要請書により、国土交通省 TEC-FORCE の応急措置の実施の要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請書を知事へ提出しなければならない。

（５）海上保安庁

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、第四管区海上保安本部長に対し、応急措置の実施要請を行う。

ア 応急措置の実施要請

知事は、応急措置の実施事項等を明らかにして、応急措置の実施を要請する。

イ 応急措置の実施要請事項

- (ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (イ) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (ウ) その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援

ウ 応急措置の実施の要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書により、第四管区海上保安本部長に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出しなければならない。

- (ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由
- (イ) 応急措置を希望する期間
- (ウ) 応急措置を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

エ 市町村長の県への応急措置の実施要請の依頼

市町村長は、災害応急対策を実施するため、必要があるときは知事に対して、上記ウの事項を明示した要請書により、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請書を知事に提出する。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、海上保安官署を通じ、直接第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡する。

(6) 知事からの派遣要請がない場合における広域応援部隊等の行動

ア 知事からの派遣要請がない場合であっても、総務省消防庁は消防組織法第 44 条第 2 項の規定に基づき緊急消防援助隊を、防衛省は自衛隊法第 83 条第 2 項の規定に基づき自衛隊を派遣することができる。

イ また、知事からの要請がない場合であっても、警察法、海上保安庁法に基づいて救助活動、消火活動等を行うため、警察庁は警察災害派遣隊等を、海上保安庁は所属の巡視船艇及び航空機等を派遣することができる。

3 広域応援部隊への情報提供

(1) 広域進出拠点、進出拠点へ進出する広域応援部隊への情報提供

県災害対策本部は、政府現地対策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）に対して、広域進出拠点、進出拠点等に関する情報を提供するように依頼する。また、県災害対策本部は、求めに応じて、政府現地対策本部及び広域応援部隊に対して、進出拠点等の調整に必要な情報提供を行う。なお、具体計画に定められた愛知県内における広域進出拠点及び進出拠点については、表 3-1 のとおりである。

表3-1 愛知県内の広域進出拠点・進出拠点一覧

施設名称	所在地	アクセス (最寄りの緊急輸送道路)	警察 庁	消防 庁	防衛 省
豊橋公園	豊橋市	国道1号		○	
尾張一宮PA(上り)	一宮市	名神高速道路	○	○	
尾張一宮PA(下り)	一宮市	名神高速道路	○		
愛知県一宮総合運動場	一宮市	国道155号		○	
内津峠PA(上り)	春日井市	中央自動車道	○		
内津峠PA(下り)	春日井市	中央自動車道	○	◎	
愛知県警察学校	春日井市	県道内津勝川線(508号)	○		
陸上自衛隊春日井駐屯地	春日井市	県道高蔵寺小牧線(199号)			◎
陸上自衛隊豊川駐屯地	豊川市	県道国府馬場線(5号)			◎
JA愛知北犬山事業所	犬山市	国道41号		○	
中部管区警察学校	小牧市	県道高蔵寺小牧線(199号)	○		
小牧市スポーツ公園	小牧市	国道155号		○	
新城総合公園	新城市	国道257号		○	
新城PA(下り)	新城市	東名高速道路	○	○	
長篠設楽原PA(下り)	新城市	新東名高速道路	○		
学戸公園	蟹江町	県道一宮蟹江線(65号)		○	

【凡例】◎：広域進出拠点 ○：進出拠点（各拠点の定義については第7章参照）

（２）広域進出拠点、進出拠点の変更に係る情報提供

大規模地震の発生により、広域応援部隊が定められた広域進出拠点、進出拠点への到達が困難となった場合には、県災害対策本部は政府現地対策本部と協議し広域進出拠点、進出拠点を変更し、その結果を政府現地対策本部に対して、広域応援部隊へ速やかに伝達するよう依頼する。

（３）拠点施設への誘導に関する情報

県災害対策本部は、次の情報を広域応援部隊に提供するとともに、必要に応じて拠点施設に誘導する。

ア 災害の状況及び被災区域

イ 県災害対策本部、県方面本部への連絡方法、連絡先一覧

ウ 応援要請事項

エ 救助活動拠点施設の周辺地図

オ 救助活動拠点施設までの緊急輸送ルート

（４）応援活動用の地図等

県方面本部及び市町村災害対策本部は、必要に応じて次の地図等を広域応援部隊に提供する。

ア 広域応援部隊の活動区域

イ ヘリコプター臨時離発着場の位置

ウ 災害拠点病院の位置

エ 利用可能な燃料供給施設（中核給油所等）の位置

オ その他広域応援部隊が必要とする情報等

４ 部隊間の活動調整

（１）域内部隊、広域応援部隊等の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、県災害対策本部及び市町村災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（救難情報、要救助者の所在場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。

（２）災害現場で活動する域内部隊及び広域応援部隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、以下「DMAT」という。）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

（３）救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、県・市町村の災害対策本部及び政府現地対策本部並びに実動部隊の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努める。

５ 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶の運用調整

（１）県内における航空機の運用調整

ア 大規模地震発生時には、情報収集、人命救助、医療搬送等における航空機及び無人航空機の有効かつ適切な運用が求められることから、県災害対策本部は、必要に応じて、本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置し、警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE、海上保安庁等とともに、航空機及び無人航空機の県内における運用調整を行う。

イ 航空機及び無人航空機を保有する各防災関係機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に積極的に参加し、協力するよう努める。

（２）県域を越える場合の航空機の運用調整

広域医療搬送や陸路到達困難地域における大規模な空からの救出・救助、消火活動等、都道府県域を越えて国レベルでの航空機の運用調整を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部が主体となって調整を行う。この際、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用することにより、効率的かつ安全な運用を図る。

県災害対策本部は、必要に応じて、運用調整に必要な情報（被災状況、航空機活動拠点の使用可否、燃料の確保状況等）について、政府現地対策本部を通じて共有を図る。

（３）県内における艦船・船舶の運用調整

大規模地震発生時には、情報収集、人命救助、医療搬送、物資輸送等における艦船・船舶の有効かつ適切な運用が求められることから、県災害対策本部は、必要に応じて、警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE、海上保安庁等とともに、これらの機関が保有する艦船・船舶の県内における運用調整を行う。

（４）県域を越える場合の艦船・船舶の運用調整

都道府県域を越えて国レベルでの艦船・船舶の運用調整を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行うこととし、県災害対策本部は、必要に応じて、運用調整に必要な情報（被災状況、岸壁の使用可否、燃料の確保状況等）について、政府現地対策本部を通じて共有を図る。

6 域内部隊及び広域応援部隊の活動に必要な拠点

（１）救助活動拠点の確保

ア 市町村災害対策本部は、域内部隊及び広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れのため、あらかじめ定めた救助活動拠点候補地（別表３－１、別図３－１）の中から、当該施設及びアクセス道路の被害や施設規模・設備等を考慮し、使用可能な救助活動拠点を選定し、その結果を県方面本部に報告する。なお、選定にあたっては、必要に応じて、県災害対策本部又は県方面本部と協議を行う。

イ 県方面本部は、管内の情報を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

ウ 県災害対策本部は、県方面本部からの情報を元に、域内部隊及び広域応援部隊と調整の上、使用する救助活動拠点を決定し、域内部隊、広域応援部隊、市町村災害対策本部等の関係機関に情報提供する。

（２）救助活動拠点の開設

ア 救助活動拠点の開設は、域内部隊又は広域応援部隊が行う。

イ 市町村災害対策本部は、救助活動拠点の施設管理者に対して、域内部隊及び広域応援部隊が救助活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

7 発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震が発生した場合への対応

県災害対策本部は、発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震が発生した場合に緊急災害対策本部の調整の下で行われる、実際の被害状況を踏まえた広域応援計画の修正に柔軟に対応する。

第4章 医療活動に係る計画

1 要旨

- (1) 南海トラフ地震では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定される。
- (2) このため県は、全国から派遣された DMAT をはじめとする医療チームによる救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制の確保、被災地内の地域医療搬送の支援、被災地で対応が困難な重症患者を被災地外の医療機関に搬送（以下「広域医療搬送活動」という。）し、治療する体制を構築するとともに、県内に派遣されたDMATの活動調整（ロジスティックチーム等の活動調整を含む。）などを含め、被災地内における医療機関への支援・調整を行う。
- (3) また県は、避難所等において、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するとともに、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保するため、国に対して必要な支援要請を行う。あわせて、性暴力等の発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるものとする。

2 発災直後の県の措置

(1) 愛知県保健医療調整本部の設置及び必要な人員の配置

「愛知県保健医療調整本部等設置要綱」に基づき、愛知県保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置する。また保健医療調整本部に、県災害医療コーディネーター（※1）、周産期リエゾン及び透析リエゾン（※2）を配置する。

（※1）県、保健所及び市町村による災害時の保健医療活動の円滑な実施のため、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命された者

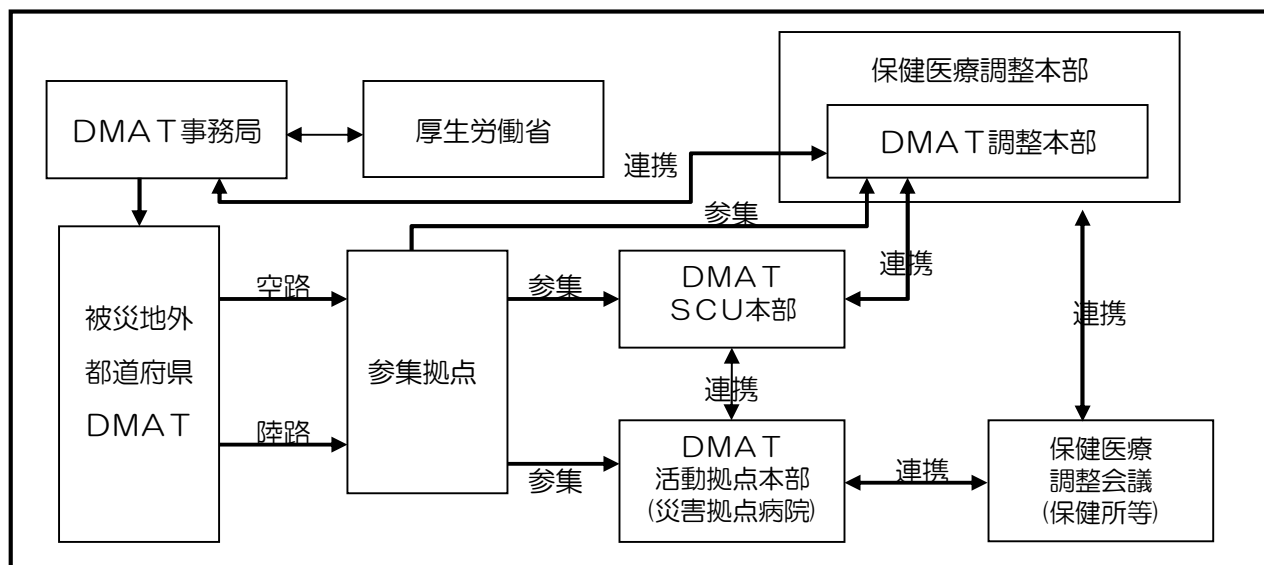
（※2）県による災害時の周産期医療及び透析医療に係る保健医療活動の円滑な実施のため、県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、県により任命された者

(2) 医療機関の被災状況の把握

災害拠点病院等をはじめとした県内の医療機関の被災状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）等を用いて情報収集・把握し、支援の必要性等について厚生労働省等の関係機関と情報共有を行う。

3 発災直後のDMAT等の受入れ等

図4－1 【参考】DMAT派遣の流れ



(1) DMAT等受援活動の概要

ア 国は、被災地外都道府県に対し、DMAT等の派遣を要請するとともに、遠隔地に所在するDMAT等については、被災地外の参集拠点候補地に参集するよう要請を行う。

イ 国は、被災地外の参集拠点候補地に参集したDMAT等について、被災地内の参集拠点候補地まで、陸路又は空路により、DMAT等を搬送するよう調整する。

ウ 愛知県DMAT調整本部（以下「DMAT調整本部」という。）（※1）は、他都道府県から派遣されたDMAT等に対して、DMAT活動拠点本部（※2）、DMAT調整本部、SCU本部（※3）等での活動ができるよう調整する。

（※1）本章2（2）ア（イ）③参照。

（※2）DMAT調整本部の指揮の下、災害拠点病院等に設置される、参集したDMATの指揮、調整等を行う本部。

（※3）DMAT調整本部の指揮の下、航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit、以下「SCU」という。）に設置される、SCUに参集したDMATの指揮、調整等を行う本部。

(2) 発災直後のDMAT派遣

ア DMATの派遣要請

（ア）国の措置

- ① 発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。

- ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される県（※）へのDMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の県が要請を行ったものとみなす。

※ 人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される県

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県など

※（参考）DMAT数（令和4年4月1日現在）

- ・ 全国のDMAT数：1,754チーム
- ・ うち最大震度5強以下の地域（23都道県）：833チーム
- ・ 実際の派遣チーム数は、各DMATが所属する医療機関の業務の状況による。

（イ）県の措置

- ① 県災害対策本部内に保健医療調整本部を設置するとともに、保健医療調整本部内にDMAT調整本部を設置する。
- ② DMAT調整本部は、国及び被災地外都道府県に対して、DMATの派遣を要請する。
- ③ DMAT調整本部は、被災地外都道府県から派遣されたDMATの活動調整などを含め、被災地内における医療機関への支援を行う。
- ④ DMAT調整本部は、速やかな災害対策基本法施行規則別記様式第3で定められている標章（以下、「標章」という。）の交付を受けるため、県内のDMAT参集拠点である愛知県名古屋飛行場で標章の交付が必要な車両数及び所属チームを県警察に連絡する。

イ DMATの参集

（ア）陸路参集

- ① DMATは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。
- ② 自らの所在する都府県内に派遣されるDMATは、原則として災害拠点病院に直接参集する。
- ③ 具体計画に定められた、県境を越えて陸路で参集するDMATの参集拠点候補地は表4-1のとおりである。

表4-1 愛知県へ参集するDMATの陸路参集拠点候補地

参集先	参集拠点候補地※
静岡県、愛知県、三重県への参集	足柄SA（静岡県）、浜松SA（静岡県）、愛知県名古屋飛行場（愛知県）、土山SA（滋賀県）

※中部地方（静岡県、愛知県、三重県）に参集するDMATの参集拠点候補地

(イ) 空路参集

空路で参集するDMATの被災地内の参集拠点候補地は表4-2のとおり。

表4-2 愛知県へ参集するDMATの空路参集拠点候補地

参集先	参集拠点候補地※
静岡県、愛知県、三重県への参集	愛知県名古屋飛行場、静岡空港

※中部地方（静岡県、愛知県、三重県）に参集するDMATの参集拠点候補地

(ウ) 参集DMATに対するロジスティクス支援

- ① 被災地外都道府県からDMAT派遣が行われた場合には、DMAT調整本部は、厚生労働省DMAT事務局と連携して、被災地域内参集拠点に参集したDMATの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置する。
- ② DMAT調整本部は、上記ロジスティックチームの配置のほか、県災害対策本部と連携し以下の項目についての支援に特段の配慮を行う。
 - ・ DMATによる車両の駐車及び給油
 - ・ 隊員の宿泊、休憩場所等の確保（民間施設、県有施設等の確保）
 - ・ 空路参集したDMATに対する陸路移動手段の確保（レンタカー等）
 - ・ ライフライン状況の情報提供

(エ) DMAT派遣先の調整

- ① 保健医療調整本部は、DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部等と連携し、被害状況等に応じて、DMAT活動拠点本部、SCU本部等にDMATを派遣する。
- ② 保健医療調整本部は、①以外に、DMAT活動拠点本部、保健医療調整会議等からの医療支援要請に基づき、必要に応じてDMATの派遣を調整する。
- ③ 保健医療調整会議は、市町村災害対策本部等からの医療支援要請に基づき必要に応じてDMAT活動拠点本部や保健医療調整本部に医療支援を要請する。

ウ DMATへの任務付与及び指揮

(ア) DMAT調整本部は、派遣されたDMATを指揮する。

(イ) DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、派遣されたDMATに対して具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。

(ウ) DMATの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。

(エ) DMA T調整本部と愛知県消防応援活動調整本部は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等を共有し、医療搬送、現場活動等の密接な連携を図る。

エ DMA Tからの医療の引継ぎ

保健医療調整本部は、発災直後より関係機関と連携して、県内のDMA T以外の医療チームの編成準備及び県外からの支援医療チームの受け入れ体制の整備に着手するなど、DMA Tの活動末期及び活動終了以降も避難所や救護所における医療体制を継続できるよう、DMA Tから円滑に医療を引き継ぐ体制の構築を図る。

4 広域医療搬送活動

(1) 広域医療搬送活動の概要

ア 広域医療搬送対象患者を航空搬送するための空港等に設置する拠点を航空搬送拠点といい、本県は、愛知県名古屋飛行場とする。

また、愛知県名古屋飛行場に、広域医療搬送対象患者を一時収容するためのSCU(※)を設置する。

(※) 航空機での搬送に当たり患者の症状の安定化を図り、搬送を行うための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

表4-3 愛知県内のSCU

施設名称	使用可能な航空機	
	固定翼機	大型回転翼機
愛知県名古屋飛行場	○	○

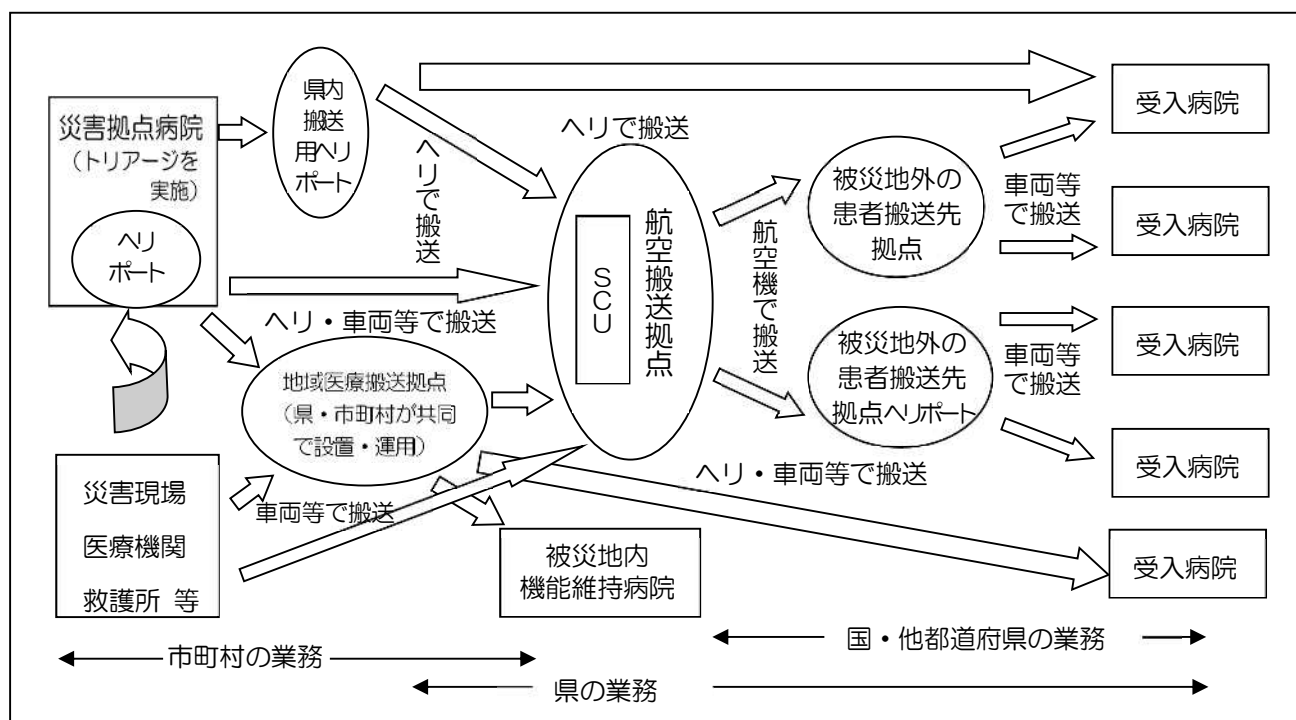
※航空機の種類や滑走路面等の状態、スポットの利用状況等により使用が制限される場合もある。

イ 広域医療搬送の目的・対象

広域医療搬送とは、重症者のうち、被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置を行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで迅速に搬送し治療することで、地域医療搬送(※)と適切に組み合わせで行うものである。

(※) 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得てヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものを含む。)であって、広域医療搬送以外のものをいう。

図4-2 【参考】広域医療搬送される患者の流れ（地域医療搬送含む）



（２） 主な機関の役割分担

ア 国の役割

- （ア）広域医療搬送に従事する医療チーム（災害派遣医療チーム「DMAT」・救護班）の派遣
- （イ）被災地内の航空搬送拠点・SCUから被災地外の航空搬送拠点までの搬送用航空機の確保、運航
- （ウ）被災地外都道府県への患者受入医療施設及び被災地外都道府県内搬送手段の確保の要請

イ 県の役割

- （ア）航空搬送拠点の確保及びSCUの設置運営
- （イ）地域医療搬送実施のためのSCUの設置運営
- （ウ）災害拠点病院等からSCU・地域医療搬送拠点までの患者搬送手段の確保、調整
- （エ）SCUから搬送用航空機までの患者搬送手段の確保、調整

ウ DMAT等の役割

- （ア）被災地内の災害拠点病院等における広域医療搬送対象患者の選出
- （イ）SCUにおける医療活動
- （ウ）地域医療搬送拠点における医療活動
- （エ）災害拠点病院等から被災地外の航空搬送拠点までにおける、搬送患者の看護、応急処置

(3) 広域医療搬送体制

ア 広域医療搬送対象患者を、災害拠点病院等から航空搬送拠点・SCU まで搬送する際は、空路又は陸路による搬送を行う。

イ 災害拠点病院等又は市町村災害対策本部は、空路による搬送を実施する場合は、災害拠点病院等から広域医療搬送対象患者県内搬送用ヘリポート（災害拠点病院等敷地内又は近隣で患者搬送用として予定しているヘリポート。以下「県内搬送用ヘリポート」という。）まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

なお、陸路による搬送の場合は、直接、航空搬送拠点・SCUに搬送する。その際、災害拠点病院から航空搬送拠点までの陸路による標準的な搬送ルートは、別表2-6及び別図2-1、2-2のとおりとする。

ウ 災害拠点病院等又は市町村災害対策本部は、地域医療搬送拠点が設置され、災害拠点病院等から地域医療搬送拠点まで患者を搬送した場合は、状況に応じて航空搬送拠点・SCU又は被災地内の機能維持病院等まで患者搬送を行う。

エ 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、広域医療搬送対象患者を県内搬送用ヘリポートから航空搬送拠点・SCUまで空路による搬送を実施する際には、ドクターヘリ、警察、消防、自衛隊、民間等のヘリコプターにより搬送できるよう調整を行う。

オ 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、ヘリコプターによる患者搬送に際しては、状況により、ヘリコプターを使用できない場合を想定して代替手段を計画しておくものとする。

(4) 広域医療搬送活動の実施

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、政府現地災害対策本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、SCU本部、DMAT活動拠点本部、保健医療調整会議等に連絡する。

ア 県の措置

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、以下に掲げる活動を実施する。

なお、政府現地災害対策本部が設置されるまでの間は、医療関係機関及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(ア) 連絡調整

広域医療搬送実施のための行動の開始を政府現地災害対策本部に対して要請するとともに、DMAT活動拠点本部、保健医療調整会議等に対して、必要な連絡、調整等を行う。

(イ) DMAT派遣要請

国又は他の都道府県に対して、DMAT等の派遣を要請する。

(ウ) SCU本部の設置

SCU内にSCU本部を設置し、派遣されたDMAT等の受け入れ及び必要な指示を行う。

(エ) SCUへの要員配置

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、SCUの要員として、保健医療局の職員を中心に配置する。

(オ) SCUの設置

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、愛知県名古屋飛行場管理者等とSCUの具体的な設置場所、運用方法等について調整を行う。

(カ) 県内搬送用ヘリコプターの配備

① ヘリコプターの確保

県災害対策本部は、災害拠点病院等と航空搬送拠点・SCUとの間の患者搬送用ヘリコプターとして、ドクターヘリ、警察、消防、自衛隊、民間等のヘリコプターを確保する。

② SCUに搬送する患者数の調整

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、SCU本部と、搬送する広域医療搬送対象患者数の調整を行う。

イ 市町村の措置

市町村災害対策本部は、災害拠点病院等から県内搬送用ヘリポートまでの患者搬送用車両、搬送ルート及び離着陸可能なヘリポートの運用を確認する。

ウ 医療機関の措置

(ア) 医療機関は、施設内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、通信手段の確認及び確保をする。

(イ) 施設内にヘリポートのある災害拠点病院は、ヘリポートを確保する。

(ウ) 施設内にヘリポートのない災害拠点病院は、市町村災害対策本部等と連携し、近傍のヘリポートを確保する。

(エ) 災害拠点病院等は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に、被害状況等の入力・更新を行う。

5 DMAT 以外の医療チームの派遣要請

- (1) 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、状況に応じて日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）や、日本赤十字社、国立病院機構、地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT：Japan Dental Alliance Team）等からの医療チーム派遣を要請する等、避難所、救護所、避難所救護センターも含め、県内における医療提供体制を確保・継続する。
- (2) 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、災害による県内の災害拠点精神科病院をはじめとした精神保健医療機関の機能低下を防ぐため、状況に応じて厚生労働省及びDPAT事務局に災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）の派遣を要請する。

表4-4 愛知県内の災害拠点精神科病院

名称	所在地
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町4-1-7
医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木20番地1

6 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等

県は、具体計画に基づき、発災時の避難所等において保健・医療・福祉に関する以下のサービスを提供する体制を整備するため、平時において市町村をはじめとした関係機関と必要な調整を行う。

(1) 県災害対策本部及び保健医療調整本部の措置

- ア 被災者に対する救護所等での医療や避難所等での健康管理にとどまらない、福祉避難所における高齢者・障害者等への福祉サービスの提供を可能とするために必要な医療チーム、保健師等の保健医療活動の調整
- イ 県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合の、厚生労働省への災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）の派遣要請
- ウ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のために必要な災害派遣福祉チーム（DCAT：Disaster Care Assistance Team）の派遣及び厚生労働省への同チームの派遣要請

（２）県及び市町村の措置

- ア 日本赤十字社と協力して行う、生活環境の変化により想定される高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題に対応するための看護師、保健師、管理栄養士、福祉専門職等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制の確保
- イ 感染症の発生に備え、防災担当部局、保健福祉部局及び保健所の連携による、避難に係る役割分担等の検討と適切な体制の確保
- ウ 避難所運営における女性の参画の推進のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理
- エ 避難所における性暴力・DVの発生の防止や、警察、病院、支援団体との連携の下で行う被害者への相談窓口情報の提供

第5章 物資調達に係る計画

1 要旨

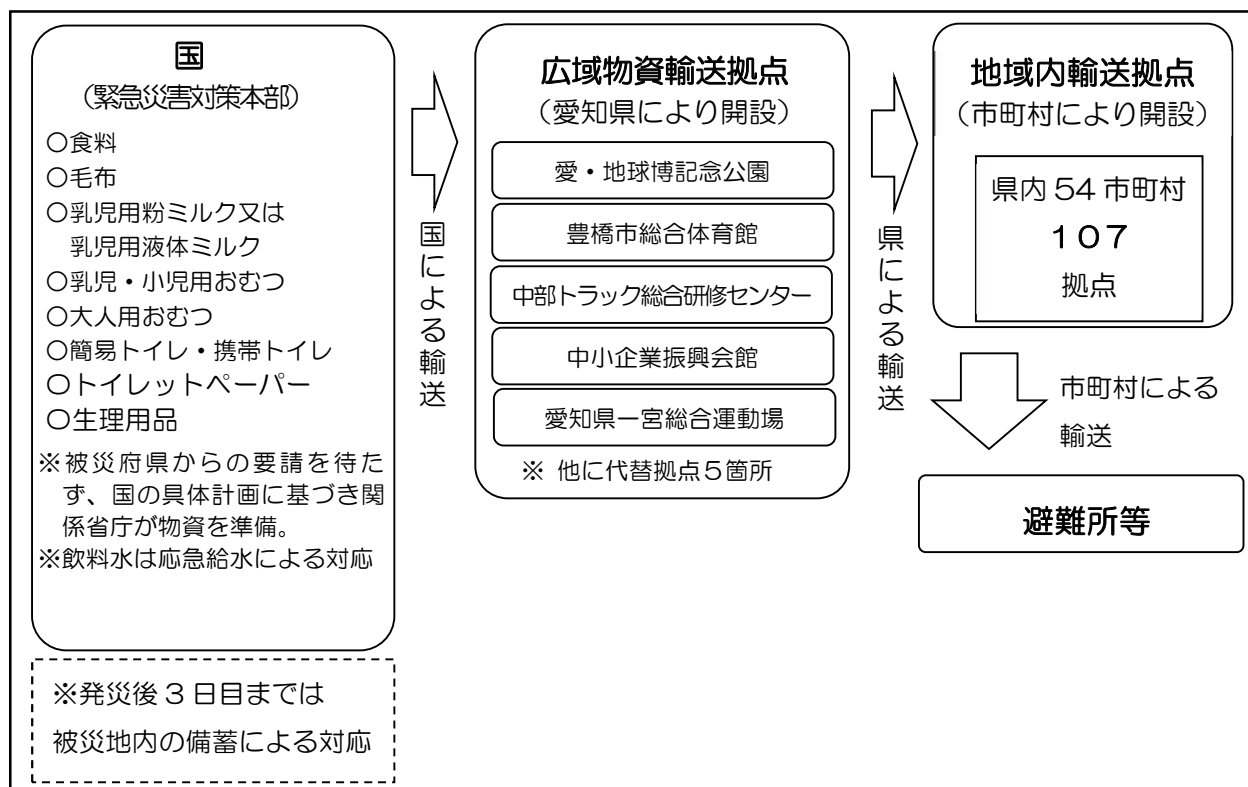
- (1) 具体計画においては、発災後から3日間は家庭等の備蓄と県及び市町村の備蓄物資により対応することとされている。しかしながら、地方公共団体の備蓄物資量のみでは必要物資量を迅速に確保することが困難となることが想定されるため、国は、被災府県からの具体的要請を待たず、避難所避難者及び避難所外避難者への支援に必要な不可欠と見込まれる物資(食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品の8品目)について、4日目～7日目に必要となる物資量を、発災後3日目までに府県の広域物資輸送拠点まで届けることとしている。また、感染症が流行している状況下においては、感染予防のためにマスク、手指消毒剤、パーティション等の必要な支援物資に配慮することとしている。(以下「国のプッシュ型支援」とする。)
- (2) 県は、国のプッシュ型支援により広域物資輸送拠点に運ばれた物資については、市町村からの具体的要請を待たず、不足量の割合等に応じて、市町村が設置する物資集積拠点(以下「地域内輸送拠点」という。)まで届けることとする。(以下「県のプッシュ型輸送」とする。)

2 県及び市町村の事前の措置

- (1) 県及び市町村は、発災後に物資を速やかに被災者に提供するため、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」(以下「支援システム」という。)を用いて、物資輸送拠点の情報、物資備蓄状況等の登録を行う。
- (2) 県及び市町村は、発災後に物資輸送拠点をすみやかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係機関で共有しておく。

3 広域物資輸送拠点及び国のプッシュ型支援

図5-1 【参考】プッシュ型支援による物資調達のイメージ



(1) 広域物資輸送拠点

ア 広域物資輸送拠点とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該府県が物資を送り出すための拠点である。

イ 広域物資輸送拠点については、被災によっても機能することを前提に、原則として以下の基準に該当する施設が選定されている。基準を満たしていない施設については、今後、基準を満たすための対策もしくは基準を満たす代替施設の確保が必要である。

- ・新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
- ・屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）
- ・フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ・12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ・非常用電源が備えられていること
- ・原則として津波浸水地域外にある施設であること
- ・避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

ウ 具体計画に定められた、愛知県内の広域物資輸送拠点及び代替拠点については表５－１のとおりである。

表５－１ 愛知県内の広域物資輸送拠点

拠点名称	管理者	所在地
愛・地球博記念公園	愛知県	長久手市茨ヶ廻間乙１５３３－１
豊橋市総合体育館	豊橋市	豊橋市神野新田町メノ割１－３
中部トラック総合研修センター	(一社)愛知県 トラック 協会	みよし市福谷町西ノ洞２１－１２７
中小企業振興会館	名古屋市	名古屋市千種区吹上２－６－３
愛知県一宮総合運動場	愛知県	一宮市千秋町佐野向農７５６
〔代替〕愛知県体育館	愛知県	名古屋市中区二の丸１－１
〔代替〕名古屋港 (名古屋市国際展示場)	名古屋市	名古屋市港区金城ふ頭２－２
〔代替〕名古屋港 (金城ふ頭５、６、１２号上屋)	名古屋港 管理組合	名古屋市港区金城ふ頭３－１
〔代替〕岡崎中央総合公園	岡崎市	岡崎市高隆寺町峠１
〔代替〕大高緑地	愛知県	名古屋市緑区大高町高山１－１

(２) 地域内輸送拠点

ア 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。

イ 地域内輸送拠点の選定の際は、広域物資輸送拠点と同様の基準を満たすことが望ましい。なお、基準を満たす拠点であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、代替拠点を選定しておくことが望ましい。

ウ 地域内輸送拠点の選定の際は、必要に応じて民間事業者の物流施設を活用することを検討する。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、あらかじめ代替拠点を選定することとする。

エ 各市町村の地域内輸送拠点については、別表５－１のとおりである。

（３）広域物資輸送拠点ごとの物資必要量

国のプッシュ型支援により輸送される広域物資輸送拠点ごとの物資必要量は、国の被害想定に基づき、具体計画において表５－２により算出されたものである。

表５－２ 具体計画における広域物資輸送拠点ごとの物資必要量の算出式

品目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数}(\times 1) + \text{避難所外避難者数}(\times 2)) \times \text{一人１日当たり必要量３食}$
毛布	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times \text{一人当たり必要枚数（２枚）}$
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{０歳人口比率}(\times 3) \times \text{一人１日当たり必要量} \times 4 \text{日間}$ ※乳児用粉ミルクは 140g、 乳児用液体ミルクは 1 リットル
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{０～２歳人口比率}(\times 3) \times \text{一人１日当たり必要量（８枚）} \times 4 \text{日間}$
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} 0.005(\times 4) \times \text{一人１日当たり必要量（８枚）} \times 4 \text{日間}$
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道支障率}(\times 5) \times \text{一日１人当たり使用回数（５回）} \times 4 \text{日間}$
トイレット ペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{一人１日当たりの必要量（０．１８巻）}(\times 6) \times 4 \text{日間}$
生理用品	避難所避難者数 避難者外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{１２～５１歳女性人口比率}(\times 3) \times \text{一人１期間（７日間）当たり必要量（３０枚）} \times 1/7(\times 7) \times 1/4(\times 8) \times 4 \text{日間}$

※１ 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※２ 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計

※３ 「０歳人口比率」、「０～２歳人口比率」及び「１２～５１歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値

※４ 避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定した係数

※５ 都府県ごとの断水人口の割合（断水率）

※６ 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

※７ 生理期間における１日当たりの必要量を求めた係数

※８ 生理期間を４週に１回と想定した係数

(4) 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び必要調達・供給量

具体計画に定められた、国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び必要調達・供給量（愛知県分）については表５－３のとおりである。

表５－３ 国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び必要調達・供給量（愛知県全体）

物資の種類	発災後の対象日数	必要調達・供給量	調整担当省庁
食料	４日目～７日目	21,000 千食	農林水産省
毛布	４日目～７日目	1,228,397 枚	消防庁
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	４日目～７日目	9,148 kg	農林水産省
乳児・小児用おむつ	４日目～７日目	1,576,538 枚	厚生労働省
大人用おむつ	４日目～７日目	280,000 枚	厚生労働省
簡易トイレ・携帯トイレ	４日目～７日目	18,204,460 回	消防庁 経済産業省
トイレットペーパー	４日目～７日目	1,260,000 巻	経済産業省
生理用品	４日目～７日目	1,839,441 枚	厚生労働省

(5) 飲料水の必要量及び調達計画

飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。飲料水の必要量の算出式については、以下のとおりである。また、必要量については、表５－４のとおりである。なお、発災から 3 日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体の備蓄を含めて対応することが想定されている。

○必要量の算出式 要給水者数（断水人口）× 3 ℓ

○必要量(愛知県分) 99,900m³ （1 日目～7 日目の合計）

表5－4 断水人口及び応急給水による飲料水の必要量（愛知県分）

日数	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
必要量 (m^3)	20,400	19,800	12,900	12,600	12,000	11,400	10,800
必要量 (ℓ 換算)	20,400,000	19,800,000	12,900,000	12,600,000	12,000,000	11,400,000	10,800,000
断水人口 (人)	6,800,000	6,600,000	4,300,000	4,200,000	4,000,000	3,800,000	3,600,000

(注)断水人口は、具体計画に示された応急給水の必要量から算出式により割り戻したもの。

4 緊急物資受け入れに関する県の組織体制

南海トラフ地震発生時には、県災害対策本部に「緊急物資チーム」を組織する。緊急物資チームは本部チームと物資搬送チームからなり、「災害時の緊急物資業務マニュアル」に定めるところにより、災害応急対策時における物資の確保、配分及び配送を行う。

(1) 本部チーム

ア 県内の緊急物資の調達、配送等を総括し、市町村からの物資要請、配送応援要請に対応するとともに、県（本庁及び方面本部）の備蓄物資や調達等により確保した物資を市町村に配送する手配、広域物資輸送拠点において従事する職員（応援物資要員）の招集等の対応を行う。

イ 国のプッシュ型支援の実施に当たっては、広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替施設の開設状況）、受入体制（応援物資要員の体制等）、通行可能な道路等について確認し、政府現地対策本部に報告する。

ウ 国への物資の支援要請や調達・輸送調整については、「支援システム」を活用する。ただし、被災により当該システムが使用できない場合は、代替手段により対応する。

エ 南海トラフ地震発生後、被災状況に応じ、必要な場合には、政府現地対策本部等と調整し、具体計画に定める物資供給量の修正を依頼する。

※ 具体計画に定められた、国のプッシュ型支援による緊急物資の広域物資輸送拠点別の供給量については、表5－5のとおりである（食料の1日ごとの内訳については、表5－6参照）。

表5-5 国のプッシュ型支援による緊急物資供給量（広域物資輸送拠点別）

広域物資 輸送拠点 (所在市町村)	物 資 の 種 類							
	食料 (千食)	毛布 (枚)	乳児用粉ミ ルク又は乳 児用液体ミ ルク(kg)	乳児・小児用 おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	携帯・簡 易 トイレ (回)	トイレッ トペーパー (巻)	生理用品 (枚)
愛・地球博 記念公園 (長久手市)	1,083.4	63,256	471	81,184	14,419	937,436	64,884	94,722
豊橋市 総合体育館 (豊橋市)	3,697.7	216,310	1,611	277,614	49,305	3,205,641	221,875	323,909
中部トラック総合 研修センター (みよし市)	5,120.0	299,257	2,229	384,069	68,212	4,434,888	306,956	448,116
中小企業 振興会館 (名古屋市千種区)	7,466.8	437,418	3,257	561,387	99,705	6,482,393	448,671	655,003
愛知県一宮 総合運動場 (一宮市)	3,632.2	212,157	1,580	272,285	48,359	3,144,102	217,615	317,691

※ 四捨五入による端数処理を行っているため、拠点ごとの数値の合計と、合計欄の数値が一致しない場合がある。

表5-6 国のプッシュ型支援による食料供給量の各日内訳（単位：千食）

広域物資輸送拠点 (所在市町村)				
	4日目	5日目	6日目	7日目
愛・地球博記念公園 (長久手市)	224.8	255.0	285.9	317.6
豊橋市総合体育館 (豊橋市)	847.7	898.9	950.0	1,001.0
中部トラック総合研修センター (みよし市)	1,123.1	1,226.6	1,331.8	1,438.5
中小企業振興会館 (名古屋市千種区)	1835.2	1,859.2	1,878.6	1893.8
愛知県一宮総合運動場 (一宮市)	769.2	860.3	953.7	1,049.0

(2) 物資搬送チーム（応援物資要員）

- ア 広域物資輸送拠点において、物流業者と協力し、国の調達により輸送されてくる緊急物資の受入れ、保管、トラックへの積み込み等を行う。
- イ 到着する緊急物資量に対して、各拠点のスペースには限りがあるため、円滑な拠点の運営に努める。

5 広域物資輸送拠点に輸送された物資の市町村への配分

(1) 県のプッシュ型輸送の実施

- ア 国のプッシュ型支援により広域物資輸送拠点に到着した物資について、県災害対策本部（緊急物資チーム）は、市町村からの具体的な要請を待たないで、地域内輸送拠点へ輸送する。
- イ 県災害対策本部は、市町村における地域内輸送拠点の開設状況及び受入体制を確認し、県のプッシュ型輸送の実施を当該市町村に伝達する。
- ウ 市町村は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には県災害対策本部（緊急物資チーム）と調整し、地域内輸送拠点及び物資配分量について見直しを行う。

(2) 配分先市町村及び地域内輸送拠点

- ア 広域物資輸送拠点別の物資の配分先市町村については、表5－7のとおりとする。
- イ 各市町村の地域内輸送拠点については、別表5－1のとおりとする。また、広域物資輸送拠点から配分先市町村の地域内輸送拠点までの標準ルートについて、別表2－7及び別図2－3、2－4のとおりとする。
- ウ 代替施設を使用して広域物資輸送拠点を開設した場合の配分先市町村については、使用困難となった広域物資輸送拠点の立地、県内の被災状況等を勘案し、必要に応じて県災害対策本部（緊急物資チーム）において見直しを行う。

表5－7 広域物資輸送拠点別の物資の配分先市町村

広域物資輸送拠点(所在市町村)	配分先市町村
愛・地球博記念公園(長久手市)	名古屋市（東区、北区、守山区）、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市
豊橋市総合体育館（豊橋市）	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

中部トラック総合研修センター (みよし市)	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、東郷 町、幸田町
中小企業振興会館(名古屋市千種区)	名古屋市(千種区、西区、中村区、中区、 昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、 南区、緑区、名東区、天白区)、半田市、 常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比 町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
愛知県一宮総合運動場(一宮市)	一宮市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋 市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、 扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

(3) 市町村別の物資配分量

国のプッシュ型支援で輸送された物資の市町村別配分量については、別表5-2～5-7のとおりとする。なお、市町村別の物資配分量については、具体計画において表5-2により算出された品目ごとの数値及び県・市町村の物資備蓄量等を踏まえ、計画したものである。

6 県内の物資輸送(市町村への輸送手段)

(1) 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送については、県災害対策本部(緊急物資チーム(本部チーム))において、愛知県トラック協会等の協定業者への要請により実施する。

また、協定業者による輸送が困難な孤立地域等への輸送については、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部を通じて、緊急輸送関係省庁(国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁)へ、海上輸送、航空輸送を含め状況に応じた輸送手段の確保を依頼する。

(2) 協定業者等による輸送手段の確保が困難な場合には、県災害対策本部は、自衛隊による物資輸送の要請を行う。

(3) 県は、市町村による地域内輸送拠点から避難所までの輸送が困難な場合、緊急災害対策本部、政府現地対策本部及び物流業者等と連携し、広域物資輸送拠点から避難所までの物資輸送等について検討する。

(4) 事前に計画で定めた地域内輸送拠点が使用できない場合には、市町村において代替施設の確保を行うことを基本とするが、必要に応じて県方面本部と協議をして対応を検討する。

(5) 県及び市町村は平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、県警察が定めている「緊急通行車両等の事前届出及び確認手続き等要領の制定（平成22年交規発甲等125号）」による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておく。

7 県から国への物資支援の要請（プル型支援の要請）

県災害対策本部は、災害時応援協定等に基づいて行う物資調達や、国のプッシュ型支援による物資調達量を勘案しても、さらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部を通じて、発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に支援を要請する。（プル型支援の要請）

8 義援物資の受入れ

県災害対策本部は、他都道府県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものと受入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先について、Webサイトや緊急災害対策本部・政府現地対策本部、報道機関等を通じ公表する。

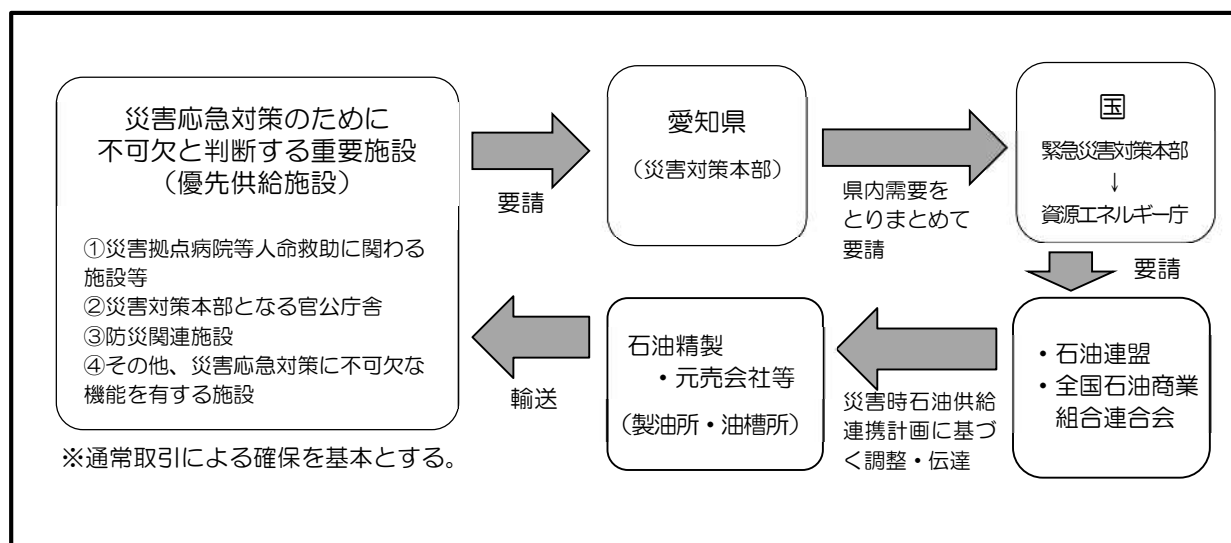
第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

I 燃料供給

1 要旨

- (1) 県は、南海トラフ地震の発生により、国内の多くの製油所・油槽所、燃料輸送手段等が被災する状況にあっても、国や関係機関と連携しながら、災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) 県は、県石油商業組合との協定に基づき、災害応急活動に従事する車両等に対する燃料の優先供給の実施について県石油商業組合に要請するとともに、中核給油所の被災状況等を把握し、関係機関に対して県内における燃料供給に関する情報の共有を図る。
- (3) また、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料について、県の調整による確保が困難な場合において国に優先供給要請を実施する際の必要事項について定めるとともに、事前に調整しておくべき事項についても併せて定める。

図6-1 【参考】業務継続が必要な重要施設への優先供給のフロー



2 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給

- (1) 県災害対策本部は、県石油商業組合等との協定に基づき、災害応急対策に従事する車両等に対する燃料の優先供給の実施について県石油商業組合等に依頼する。
- (2) 県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、県内の中核給油所等の被災状況、災害応急対策に従事する車両等に対する優先供給状況に関する情報を把握し、域内部隊、広域応援部隊、DMA Tを始めとする関係機関等に対して共有を図る。

3 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

(1) 事前の対策

- ア 県は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設をあらかじめ指定し、当該施設管理者に対して、業務継続に必要な非常用発電機等の燃料供給に要する費用については、原則として施設管理者が負担することについて合意を得ることとする（この施設を「優先供給施設」という。）。
- イ 優先供給施設の対象は、以下の施設とする。
 - (ア) 災害拠点病院等人命救助に関わる施設等
 - (イ) 災害対策本部となる官公庁舎
 - (ウ) 防災関連施設
 - (エ) その他、災害応急対策に不可欠な機能を有する施設
- ウ 優先供給施設については、大規模災害発生時に石油の備蓄の確保に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 13 条に定める「災害時石油供給連携計画」等に基づく石油元売会社等による臨時的、緊急的な燃料供給が実施される場合において、円滑な燃料供給が可能となるよう、燃料供給に必要な設備等の情報をあらかじめ整理し、関係機関との間で共有することとする。

(2) 発災時の対応

- ア 優先供給施設の施設管理者は、平時より災害時における業務継続に必要な燃料の備蓄（以下、「自衛的備蓄」という。）を行い、発災時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努める。
- イ 燃料の確保方法については、施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本とするが、通常取引による燃料確保が困難な場合、施設管理者は市町村災害対策本部又は県担当部局を通じて、燃料供給に必要な設備等の情報に加え、必要数量、油種、平時の取引業者（系列）等の情報を可能な限り提供するとともに、燃料が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、県災害対策本部に対し燃料確保の実施を要請する。

ウ 要請を受けた県災害対策本部は、協定等に基づき優先供給施設に対する燃料確保に必要な調整を行うこととするが、調整による燃料調達が困難な場合には、県内の優先供給施設の燃料需要を取りまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。要請の際は、上記イにおいて施設管理者から得た情報を緊急災害対策本部に提供する。

エ 県災害対策本部は、優先供給施設に指定されていないが、災害応急対策に必要な施設の管理者等から燃料供給の要請があった場合には、その緊急性・必要性を考慮し、当該施設への燃料供給について、優先供給施設に対する燃料供給と併せて要請する等、適切に対応する。

4 臨時の給油施設の開設

(1) 事前の対策

県及び市町村は、救助活動拠点等として活用する施設に常設の給油施設がない場合、又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しいことが想定される場合には、当該施設を所管する消防本部（必要に応じて、当該施設を使用する予定の部隊及び地域内の石油販売業者）と協議の上、あらかじめ臨時の給油施設設置に関する事前計画を策定する。

(2) 災害時の対応

ア 県及び市町村は、救助活動拠点等において臨時の給油施設を設ける場合は、地域内の石油販売業者との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。なお、その安全対策においては、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号）」によることとする。

イ 当該施設を所管する消防本部は、上記ガイドラインに従い、臨時の給油施設開設時には、円滑かつ適切な対応に努める。

5 航空機用救助活動拠点における燃料供給

(1) 県内で応急対策活動に当たる航空機に対する燃料供給は、愛知県名古屋飛行場にて実施する。

(2) 愛知県名古屋飛行場は、具体計画において「大規模な広域防災拠点」及び「航空機用救助活動拠点（候補地）」とされており、災害時には応急対策活動に当たる航

空機が多数利用することが想定される。このため県は、愛知県内での活動が想定される航空機の運用に必要な、概ね3日分の航空機燃料（計画量 130,000 ℓ）を備蓄し、災害時における燃料供給体制を構築する。

- (3) 愛知県名古屋飛行場は、具体計画において、緊急災害対策本部による「重点継続供給」対象施設に指定されていることを踏まえ、施設内燃料設備に対する切れ目のない燃料補給の実施が可能となるよう、愛知県名古屋飛行場へのアクセス道路については道路管理者が優先的に点検・啓開を行う。

6 燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保

(1) 製油所・油槽所へのアクセス

ア 県は、県内における燃料の供給拠点として具体計画において示された製油所・油槽所（表6－1）へのアクセス道路をあらかじめ把握するものとする。

イ 道路管理者は、製油所・油槽所（表6－1）へのアクセス道路については、道路啓開を優先的に行う。また、警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。

ウ 表6－1の製油所・油槽所に対して海路によるアクセスが必要な場合には、港湾管理者は石油精製業者等の策定した「系列BCP」との整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき、航路啓開を優先的に実施する。

表6－1 製油所・油槽所一覧（愛知県内分）

施設名	住所
ENEOS 名古屋第2油槽所	名古屋市港区潮見町 37-4
出光興産 愛知製油所	知多市南浜町 11

(2) 県民に対する情報の周知及び呼びかけ

県及び市町村は、県民に対して一般車両の給油に関する情報を適切に広報・周知するなど混乱防止を図る。

また、国、県及び市町村は互いに連携し、燃料の買いだめ、買い急ぎの自粛について広く県民への呼びかけを行う。

Ⅱ 電力・ガスの臨時供給

1 要旨

- (1) 県は、国や関係機関と連携しながら、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) 県は、市町村や関係機関と連携しながら、供給障害が発生している地域を把握するとともに、必要に応じて重要施設への臨時供給を関係機関へ要請する。

2 業務継続が必要な重要施設への臨時供給

(1) 電力

ア 事前の対策

県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）及び一般送配電事業者と共有する。

また、あらかじめ、所有する電源車（電動車含む）、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

イ 発災時の対応

(ア) 県は、被災一般送配電事業者から供給障害が発生している地域に関する情報提供を受け、当該地域に所在する上記アの重要施設に対し、電力の臨時供給の必要性について確認する。

(イ) 県は、上記（ア）によって得られた情報に基づき、被災一般送配電事業者に対して、電力の臨時供給が必要な施設に対する臨時供給を要請する。なお、要請の際は、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。

(ウ) 県は、上記（イ）による調整が困難な場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を政府現地対策本部に要請する。

(エ) 県は、被災一般送配電事業者の電源車等の燃料が不足した場合は、県石油商業組合等と燃料供給の調整を行う。

(2) ガス

ア 事前の対策

県は、一般ガス導管事業者が行う災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリスト作成に協力し、提供を受ける。

イ 発災時の対応

- (ア) 県は、被災一般ガス導管事業者から、供給障害が発生している地域及び上記アのリストに掲載されている施設等への供給状況について情報提供を受け、リストに掲載されている施設等のうち、供給障害が発生している施設等へガスの臨時供給の必要性を確認する。
- (イ) 県は、上記（ア）により得た情報に基づき、被災一般ガス導管事業者に対し、ガスの臨時供給が必要な施設に対する臨時供給を要請する。なお、要請の際は、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- (ウ) 県は、上記（イ）に調整が困難な場合、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を政府現地対策本部に要請する。

Ⅲ 通信の臨時確保

1 要旨

- (1) 県は、国や関係機関と連携しながら、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保し、迅速かつ円滑に提供する必要がある。
- (2) 県は、市町村や関係機関と連携しながら、通信の空白地域を把握するとともに、必要に応じて重要施設への臨時提供を関係機関へ要請する。

2 業務継続が必要な重要施設における臨時確保

(1) 事前の対策

ア 県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁者、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府及び総務省）及び電気通信事業者と共有する。

(2) 発災後の対応

ア 県は被災電気通信事業者から通信支障が発生している地域に関する情報提供を受け、当該地域に所在する上記（１）の重要施設に対し、通信の臨時確保の必要性について確認する。

イ 県は、上記アによって得られた情報に基づき、被災電気通信事業者に対して、通信の臨時確保が必要な施設に対する通信確保を要請する。

なお、要請の際は、可能な範囲で確保の優先順位を検討する。

ウ 県は、上記イによる調整が困難な場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時確保を政府現地対策本部に要請する。

第7章 防災拠点

1 防災拠点の種類及び機能

- (1) 具体計画及び本計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、表7－1のとおりである。
- (2) 防災拠点は、いつ発災するかわからない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とすることが必要であることから、既存施設から選定している。

表7－1 防災拠点の種類及び機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの。(第3章 表3－1)	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける被災都府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの。(第3章 表3－1)	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの。(別表3－1)	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点。 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点。 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点。(別表3－1)	県・市町村
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、当該府県が設置するもの。(第5章 表5－1)	県

地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの。 (別表5-1)	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの。(第2章 表2-2)	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点。(第7章 表7-2)	県

2 大規模な広域防災拠点

(1) 本県における大規模な広域防災拠点については、表7-2のとおりである。

(2) 設置主体となる県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

表7-2 本県における大規模な広域防災拠点

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
愛知県名古屋飛行場 (航空自衛隊小牧基地)	- 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 - DMA Tの陸路参集拠点及び空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMA Tの活動を後方支援するための拠点である。 - 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な中部地方内の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 - 航空自衛隊小牧基地との連携により、物資の受入れ、搬送が可能な拠点である。
名古屋港	被害が甚大な中部地方への人員、物資、燃料、資機材等を大量に受入れ、災害応急対策を総合的かつ広域的に実施するための拠点である。

3 愛知県基幹的広域防災拠点の整備

- (1) 広域かつ甚大な災害が発生した際に、全国からの応援人員や物資等を円滑に受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を、空港と高速道路網の二つに直結する名古屋飛行場北西部（豊山町青山地区）において、第1期として消防学校を2028年度に、第2期として防災公園を2029年度上半期までに完成させることを目途として整備する。
- (2) 当該拠点には、消防学校と防災公園を整備し、災害時の拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受入れ機能、県内全域への物資供給に必要な物資ターミナル機能及び広域医療搬送機能を確保する。
- (3) 現在の具体的な整備計画概要は表7-3のとおりとする。なお、当該拠点は、整備後に、大規模な広域防災拠点としての活用を見込む。

表7-3 愛知県基幹的広域防災拠点整備計画概要

施設名	所在地	面積（ha）
愛知県基幹的広域防災拠点	愛知県豊山町大字青山地内	19.2

エリア	大分類	小分類	災害時の機能・役割（代替機能）
本部機能エリア （消防学校）	管理・教育棟	大教室	災害オペレーションルーム （自治センター災害情報センター室）
		会議室	（自治センター災害対策本部室）
		中教室	自衛隊スペース（自治センター自衛隊スペース）
		中教室	消防スペース（自治センター消防スペース）
		中教室	警察スペース（自治センター警察スペース）
		小教室×2	（自治センター公共機関連絡員詰所）
		小教室×2	緊急物資プロジェクトチーム
		小教室	TEC-FORCE（自治センター国・県連絡員スペース）
	宿泊棟		本部運用要員、広域物資拠点運用要員等
	教育棟	1階諸室	広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）200床
		1階資機材倉庫	SCU 資機材倉庫
		2階諸室	SCU 指揮所 DMAT 打合せ室
	訓練施設	屋外訓練場等	緊急消防援助隊のベースキャンプ機能等

エリア	大分類	小分類	災害時の機能・役割
(防災公園(東側)・神明公園) 支援部隊エリア	園路広場	多目的広場①	自衛隊一時集結・宿营地
		多目的広場②	自衛隊一時集結・宿营地
		芝生広場	自衛隊一時集結・宿营地
		園路	自衛隊一時集結・宿营地
		駐車場	自衛隊一時集結・宿营地
		管理事務所	救出救助部隊休息施設
	園路広場	キャンプ場	警察一時集結・宿营地
		園路	警察、TEC-FORCE 一時集結・宿营地
		駐車場	TEC-FORCE 一時集結・宿营地

エリア	大分類	小分類	災害時の機能・役割
(防災公園(西側)) 支援物資エリア	屋内運動施設	屋内運動スペース	広域物資輸送拠点(屋内)集積・中継・配送
		管理諸室	広域物資輸送拠点オペレーションルーム
		備蓄倉庫	災害救助用備蓄物資倉庫
	園路広場	広場(人工芝)	災害物流トラック一時待機場所
		ふれあい広場	広域物資輸送拠点(屋外)集積・中継・配送
		広場(全天候型舗装)	
		駐車場	広域物資輸送拠点(屋外)集積・中継・配送
		園路	災害物流トラック通路

※PFI 手法を導入して施設整備を行うため、今後整備内容が変更となる可能性あり。